

事後評価シート

主管課・室長：環境影響評価課長

施策名	- 5 - (1) 環境影響評価制度の運営及び充実
施策の概要	規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業について、環境影響評価法等に基づく環境影響評価が適切に実施されるよう、情報提供の推進や技術手法の開発等制度の充実を図るとともに、個別の案件について審査を行い、環境大臣意見の提出等を行うこと。
目標及び指標 (参考指標)	環境影響評価制度の充実と適正な審査を通じて、環境保全上の適切な配慮を確保する。
目標の達成状況	法の施行状況を踏まえ、環境要素ごとの技術手法の検討など制度の充実を図るとともに、個別案件における環境影響評価が適切に実施されるよう、環境大臣の意見提出等を行った。
評価	<p>環境影響評価法に基づく環境影響評価については、環境保全上厳正な審査を行ってきており、基本的には適正な制度の運営がなされている。</p> <p>しかしながら、地域特性を踏まえたメリハリの効いた環境アセスメントの実現を図っていくためのスコーピング（住民・専門家等外部の意見を踏まえ、環境影響評価の内容を絞り込む手続）の活用、関係者間の積極的なコミュニケーションの促進等については必ずしも法の趣旨が活かされていない部分がある。</p> <p>環境影響評価に関連する情報は、インターネットを通じて提供するなどして、市民やNGO、事業者、地方公共団体等の重要な情報源になっているが、情報提供の内容の充実が求められるところであり、情報の即時性を含め、未だ十分に利用性が高いとは言えない。</p> <p>技術手法については、各要素ごとに検討を進めており、年度ごとに成果をとりまとめ、公表している。その成果物は基本的事項を補完する技術ガイドとして事業者等において活用されている。しかしながら、環境に対する新たなニーズや科学的知見は日々増えており、常にそれらの情報や対応した具体的な評価手法を把握して、必要に応じて基本的事項や技術的ガイドを更新していくことが必要である。</p> <p>アセスメントがなされた案件については、事後調査についての情報の収集整理と分析を行うとともに、諫早等大規模なものに関して実施されている再評価レビュー等のフォローアップについて充実することが必要である。</p>
今後の課題	環境影響評価法に基づく環境影響評価については、環境保全上厳正な審査を行ってきており、適正な制度の運営がなされてきているが、より適切な環境影響評価を実施していくためには、制度全般において、次の様な課

	<p>題がある。</p> <p>市民やNGO、事業者、地方公共団体等に的確かつタイムリーな環境情報やツールが提供され、できるだけ多くの情報が考慮された上で、適切な意見の形成がなされるよう、情報提供の充実、促進を図っていくことが必要。</p> <p>最新の科学知見の収集、整理等を通じて、技術手法の向上、普及を図り、必要に応じ、その結果を基本的事項の改訂等に反映していくことが必要。</p> <p>アセスメントの結果が実態と合っているかどうか、予定された対策が十分に実施されたかなどが厳しく問われてきており、再評価（レビュー）を中心にアセス後のフォローアップの強化が必要。</p>
<p>政策効果 把握の 手法及び 関連資料</p>	<p>自然環境のアセスメント技術（ ・ ・ ） 大気・水・環境負荷のアセスメント技術（ ・ ） 参加型アセスの手引き 環境影響評価情報支援ネットワーク （http://www.eic.or.jp/eanet/assessment/index.html/）</p>
<p>添付資料 （別紙）</p>	

事務事業評価シート

施策名	- 5 - (1) 環境影響評価制度の運営及び充実	
事務事業名	効果 及び 評価	主な関連予算事項、税制等
ア．環境影響評価制度の運営	<p>環境影響評価法に基づき手続きを開始したものは117件あり、うち手続き当初から法に基づき手続きを開始したものは67件である。</p> <p>一般的な理解は進んだものの、スコーピングの活用、アセスを通じた主体間のコミュニケーションの促進には課題が多い。</p>	<p>・環境影響評価制度等推進経費 290百万円</p>
イ．情報の整備・提供の推進	<p>平成10年度より情報提供の場としてホームページを開設し、環境アセスメントに関する情報をインターネットにより提供している。</p> <p>平成13年度には、約104万件のヒットがあり、市民、事業者、NGO、地方公共団体等の重要な情報源になっている。一方検索の容易さ、案件や当省の検討会などに係る情報の即時性、双方向の情報交換などについて課題がある。</p> <p>アセス制度の充実を図っていくためには情報の精度向上を図り、利用性の高い情報整備を行っていくことが不可欠である。</p>	<p>・環境影響評価情報支援ネットワーク事業 48百万円</p>
ウ．住民意見形成の促進	<p>事業者による的確な情報提供を推進する一方、インターネットを使って手続状況に関する情報をリアルタイムで提供するなど支援を</p>	<p>・環境影響評価情報支援ネットワーク事業 48百万円</p> <p>・住民意見形成支援システム</p>

	<p>行った。</p> <p>また、アセスにおけるコミュニケーションのあり方として「参加型アセス」の提言、普及を行った。</p> <p>しかし、市民による意見の提起の時期が遅かったり、情報不足の中で意見形成されているケースが依然見られる。</p> <p>市民や事業者等のコミュニケーションの促進を図り、適切な意見形成を推進していくためには、準備書等に記載された環境情報の理解を深め、適切な意見形成の促進に資するツールの開発・提供を引き続き進めることが必要である。さらに、コミュニケーション技法についてのソフトの開発、普及を図っていくことも重要である。</p>	<p>12百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスベースマップ整備費 19百万円
<p>エ．技術手法の向上</p>	<p>環境影響評価の技術手法については、最新の科学的知見に基づき、分野別に整理・検討を進めているところである。成果については年度ごとにとりまとめの上、公表しており、技術ガイドとして事業者等に提供されている。</p> <p>評価項目として新たに追加された廃棄物や温室効果ガスについては、効果的な技術手法の確立に向け、検討を進めた。また、環境影響評価において、最も重要な部分である環境保全措置については、事例の整理等を行った。</p> <p>しかし、事業者にとって参考程度の活用しかされていないとの指摘もある。また、環境影響評価の技術手</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価技術手法調査費 29百万円 ・地球環境・廃棄物に関する環境影響評価手法検討調査費 21百万円 ・環境保全措置ガイドライン整備費 19百万円

	<p>法は環境に対する新たなニーズや最新の科学的知見に応じて常に更新していくことが必要である。特に技術手法のレビューについては、質量共に不十分である。また、評価項目として新たに追加された分野における効果的な技術手法の確立や適切な環境保全措置の実現に向けた検討が必要である。</p>	
<p>オ．環境影響評価の適正な審査</p>	<p>環境影響評価法の施行以降、手続の当初から同法に基づく環境アセスメントを着手した67件の対象事業に対し、現地調査等を通じて環境保全上厳正な審査を行い、環境大臣意見を述べ、意見の趣旨は概ね各所管大臣意見に反映された。事業者によりアセス結果に基づき環境保全の適正な配慮がなされるかどうか今後十分にフォローする必要がある。</p> <p>また、環境影響評価の審査にあたり十分な準備が必要とされる特殊な案件については、できるだけ早期段階から事業者による十分な検討を促しつつ、環境省としても、最新の知見を踏まえ、内容を十分検証した上で、環境大臣意見を述べており、この枠組みは継続が必要である。</p>	<p>環境影響評価審査実施経費 65百万円</p>
<p>カ．環境影響評価後のフォロー</p>	<p>平成9年度より事後調査についての情報収集を行うとともに、これを解析し、適切な事後調査等の実施方法や講じられてきた環境保全措置の成果等について検討し、地方自治体等に対し情報提供しており、引き続</p>	<p>環境影響評価追跡調査費 11百万円</p>

き適確な事後調査の実施を推進していく必要がある。

平成12年度以降、諫早湾緊急調査を実施し、諫早問題に一定の成果をあげてきたが、引き続き、手続きを完了した案件（これまでに環境省が審査した案件538件：平成13年度末現在。ただし、港湾計画を除く。）について、事業の進捗状況、事業の実施に伴う新たな環境問題、住民の意見等を把握し、環境影響評価の再実施の必要性等について検討する必要がある。

平成13年度に初めて環境影響評価のレビューについて、環境省の見解を公開したが、事業者等においては未だレビューの趣旨、内容に十分な理解があるとは言えない。これまでにレビューを求めた案件は、規模が大きく社会的にも注目されているものが多く、再評価の結果に対し適切な意見を提示するため、特に重要な案件については今後独自に現地情報を収集・整理・解析する必要がある。